

平成21年度 東川町教育行政執行方針

平成21年度東川町議会第1回定例会の開会にあたり、教育行政に関する主な方針を申し上げ、町議会並びに町民の皆さまの深いご理解とご協力をお願い申し上げます。



はじめに

近年、社会情勢の変化の流れの中で、さまざまな制度の見直しが行われており、未来を切り拓く心豊かでたくましい人材の育成に向けた教育基本法の改正や、それに伴う教育関連三法の改正など、一連の教育改革が行われ、教育委員会体制の充実、学校評価制度、学校職員評価及び査定昇給制度などが導入されました。教育委員会といたしましては、さらなる改革に向けた新たな一歩と考へ、全力で教育改革に取り組んでまいります。

今、地方分権により学校の裁量権が拡大される中、北海道教育ビジョンの基本理念であります「自立」と「共生」をしっかりと受け止め、「すべては子どもたちのために」を合い言葉に、質の高い教育を推進してまいります。

昨年の3月に教育課程の基準となる学習指導要領が改訂され、子どもたちの学力低下の懸念から、従来の「ゆとり教育」の路線から「学力重視」の方向転換が図られ、「生きる力」や「確かな学力」を基調としながら、基礎的・基本的な知識、技能の修得、知識や技能を活用して課題解決するために必要な思考力・判断力・表現力等の育成が求められております。

このことから、創意に富む開かれた学校づくりや信頼性を高める学校づくりに努めるとともに、校長の強いリーダー

性や個性そして発達の状況を踏まえながら、誰とでも助け合い人や物を大切にできる子、健康で明るく伸び伸びと行動する「ひがしかわの子ども」の育成に努めます。

さらに、子どもの養護や親の仕事と子育ての両立支援を図るために「特別支援教育」「病児・病後児保育」などの一層の充実を努めるとともに、自然が溢れ豊かな情操を培う園庭環境の整備や増加する一時保育・3歳未満児の保育ニーズに対応する施設の増設策に取り組んでまいります。

子育て支援におきましても、親や地域住民の学習や交流機会の拡充を図るとともに、保育ボランティア等の地域子育て資源の発掘・養成に取り組み、地域に開かれた幼児センターとなるようより一層努めてまいります。

また、地域子育て支援センターを核として地域社会とより一層連携を強めて、多様な弾力的な子育て支援に積極的に取り組んでまいります。

第2 学校教育の推進

1. 学校教育

昨年、学習指導要領が改正

シップの下、教職員一人ひとりの学校経営への参画と責任を促しながら協働による学校運営体制の確立と家庭や地域との連携を図りながら特色ある学校づくりに努めます。

本町の子育ての支援施設であります東川町幼児センターは、3歳未満児の保育ニーズの高まりから保育室が手狭となっており、乳幼児の安心・安全な生活環境を保障するために、乳児保育室、1歳児保育室、一時保育室及び3歳未満児の専用プレールーム等を新たに増設します。

学校の耐震化につきましては、昨年、東川小学校を除く各小・中学校の第二耐震診断を実施しており、その耐震診断の結果により、補強工事等について検討いたします。

次に、東川小学校の改築につきましまして、昨年「東川小学校等建設検討委員会」を立ち上げ、学校規模や建設場所などについて鋭意検討して頂いております。また、町内の各小学校の在り方についても「東川町内小学校統廃合検討委員会」を立ち上げ、保護者、地域住民及び教育関係者等の意見をお聞きし、総合的に検討しており、今年の秋ごろま

つけさせ、中学校への授業に発展的につなげるよう指導してまいります。

さらに、全国学力・学習状況調査や町独自の学力検査の検証結果の分析により、応用力や読解力の低下が懸念されますので、解決方法を検討し対策を講じてまいります。

各学校の取り組みとしては、基礎・基本を重点とした指導計画の作成や体験的活動を取り入れて学ぶ楽しさや達成感を味わうことのできる指導の工夫に努めさせます。さらに「確かな学力」を定着させるため、一人ひとりの理解や習熟の程度に応じた補充的な学習や発展的な学習を実施いたします。

いずれにしても、学力につきましては単に知識の量のみでとらえるのではなく、基礎・基本を確実に身につける力など「生きる力」を育ませることが大切であると考えております。

2. 生徒指導

最近、青少年の問題行動の深刻化や青少年を巻き込んだ犯罪が、大きな社会問題になっております。

では、ますます厳しさを増している状況にあります。

また、親の子育てに対する意識や価値観が多様化するとともに、子育てに不安感や孤独感などの悩みを抱くなど、家庭における育児不安もますます大きくなってきています。そのため、親だけの子育てでは、大変難しい時代を迎えていることから、地域社会全体で子どもと親と家族を応援する新たな支え合いと連携が強く求められています。

幼児期は、人と自然のふれあい、他者とのいろいろな体験と豊かな食生活などを通じて基本的な生活習慣や道徳性を育み、心と体の発達の基礎を形成する極めて重要な時期であります。このようなことから、幼児センターでは、「伸び伸びと行動し、自律で

育行政に取り組んでまいります。

以上の3点を基調として教育行政に取り組んでまいります。

第1 就学前教育（乳幼児保育・幼児教育）の推進

今日の少子化や核家族化の流れのなかで、親の働き方の多様化や地域で子育てを支える子育て支援機能の低下など、親をとりまく子育て養育環境



幼稚園教育研究大会
(昨年7月、幼児センター)

置について検討し、関係機関団体等とも連携を図りながら、早期に問題解決できる体制づくりに努めます。

3. 道徳教育

生命の大切さや他人を思いやる心などの規範意識、倫理観及び公共心の低下などが指摘されていることから、自らを律しつつ、道徳心の育成が図れるような道徳教育の推進が求められています。

基本的な生活習慣が身につくように指導の充実を図るとともに、校外体験学習を通して児童生徒一人ひとりに、本町の自然、文化、伝統、産業等に触れさせ、自らが生まれ育った東川町への愛着と誇りを持たせ、地域の教育力を生かしながら、人々との交流活動を通して生きた道徳教育を学ばせませす。

さらに、礼儀やしつけなどの大切さを教え、子どもたちの望ましい人間関係を醸成し、夢や希望の実現に果敢に挑戦していく態度の育成を図ります。

さらに、困難な問題にも対応できるように「学校問題解決支援委員会（仮称）」の設